初めての「削除要請」 ガイドブック

- ロ 著作権侵害の態様
- ロ 削除要請の手順と方法
- 口削除要請通知の作成と送付
- ロ代表的な削除要請窓口
- ロその他留意事項

2022年3月 文化庁

インターネットを利用した著作権侵害の態様

モバイルアクセス環境の向上やスマートフォンの普及により、インターネットを利用した著作権侵害は多様化しており、手口も巧妙化したものが増えてきている。



● 動画配信サービス (ストリーミング)

動画投稿サイトなどにアップロードされた海賊版コンテンツのデータをウェブサイト上でユーザーが視聴・閲覧する。

● ファイル共有サービス

特定のネットワークにつながったユーザー個人が海賊版コンテンツのデータを共有する。

● ファイルストレージサービス

オンラインストレージなどにアップロードされた海賊版コンテンツのデータをユーザーがダウンロードやストリーミングをして視聴・閲覧する。

● スマートフォンアプリ

ユーザーが、スマートフォンのアプリケーションをダウンロードして、当該アプリを通じて配信された海賊版コンテンツのデータを視聴・閲覧する。

● 掲示板

掲示板上にアップロードされた海賊版コンテンツのデータをユーザーが視聴・閲覧する。

● オンラインリーディング

サイト上にアップロードされた海賊版コンテンツのデータをユーザーが閲覧する。かつて話題となった海賊版漫画サイト「漫画村」などがこれにあたる。

● E コマースサイト

サイト上で海賊版コンテンツのデータを収録したDVDや他人の著作物を利用したグッズ(キャラクターグッズ)などが販売されている。

● リーチサイト

サイト上には、海賊版コンテンツのデータは存在せず、他の海 賊版コンテンツのデータのあるサイトへの誘導をする。複数の サイトへの誘導(リンク)を貼っているものが多い。



海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトなどの運営者に対し、 削除要請フォームや電子メールによる通知を通じて、任意で当該海 賊版コンテンツをウェブサイトから削除するように求める手段

その他の権利行使の手段と比べて手続が簡略であり、費用対効果が大きく、実務上多く行われている。

 Step1
 Step2
 Step3

 ライセンスの 有無等を 確認
 削除要請 通知の作成 と送付
 過知 送付後

Step1:ライセンスの有無等を確認

削除要請の前に、当該コンテンツに係るライセンスの有無を確認

権利制限に該当する利用かどうかを判断

Step2:削除要請通知の作成と送付

削除要請フォームや運営者のメールアドレス情報を探す

削除要請通知を作成

Step3:削除要請通知送付後

海賊版情報の提出

プラットフォームによる審査

プラットフォームによるリンク削除

無断アップロードと疑われる海賊版コンテンツを発見し、削除要請を行う前に、権利者/削除要請者は、まず以下の点に注意すべきである。



削除要請の前に、当該コンテンツに 係る権利またはライセンスの有無を 確認する必要がある。

- ▶ 市場に流通しているコンテンツの中には、例えば、 海外のライセンス先企業がプロモーション動画とし て配信していた場合など、正規にライセンスされた コンテンツも含まれ得る。
- ▶ したがって、削除要請を実施する前に、当該コンテンツに係るライセンスの有無を確認する必要がある。
- かかる正確な判断を行うためには、ライセンス先との情報共有を行い、定期的にホワイトリストなどの情報を常にアップデートして最新のものにしておくことが重要である。



ホワイトリスト: 自社やライセンス先が正規 に配信するコンテンツや、権利行使すべきで ないとあらかじめ判断されているコンテンツな どをまとめたもの。

自社コンテンツがコピーされている場合であっても、写り込みや引用など、権利制限規定の対象となる場合には、権利行使の根拠を欠くことになる。このような場合に、削除要請を実施して、実際にコンテンツが削除されると、営業妨害などを理由にトラブルが生じる可能性がある。



権利制限に該当する利用かどうかを 慎重に判断することが望ましい

▶ 判断が難しい場合には、担当者を変えて改めて視聴することや専門家の意見を聞くことなどによる再確認を行った上で、<u>権利制限</u>に該当する利用かどうかを慎重に判断することが望ましい。

著作権侵害に該当すると判断できるコンテンツであっても、**費用対効果やビジネスへの影響**などの観点から許容すべきかどうかについては、さらに検討する余地がある



- ▶ 例えば、ユーザーによる改変作品である場合や、正規版コンテンツのデッドコピーではあるが再生時間が非常に短いものなどについては、ビジネスへの被害の程度や悪質性も含めて、許容すべきかどうかを判断することも考えられる。
- ▶ また、正規版コンテンツの完全なコピーを含むコンテンツであっても、プラットフォームがこのようなコンテンツを収益化するオプションを提供している場合などにおいて、ユーザーが投稿したコンテンツに対して事後的に明示又は黙示の許諾を与えることにより積極的にビジネスに活用していくことも会社全体として見れば有益な選択肢であることも考えられる。

Step2 削除要請通知の作成と送付

権利行使をして海賊版コンテンツの削除などを求めると判断した場合に、 取るべき次のステップが削除要請通知の作成・送付である。 まずは、削除要請フォームや運営者のメールアドレス情報を探す。

当該ウェブサイト上から検索する

▶ 多くのウェブサイトでは、「Contact us」「Copyright」 「DMCA」などの表示箇所に、削除要請窓口の連絡先が記載され ており、又は問合せフォームや削除要請フォームがリンクされて いる。

当該ウェブサイト上に見つからない場合

- ➤ 「Whois」「Domain Tools」といったウェブサイトを用いて、 IPアドレスやドメイン名を調査し、登録者情報を入手すること ができる。ただし、登録者情報を閲覧できないようにするサー ビス(ドメイン・プロテクション・サービス)が使われている 場合もある。
- ▶ その場合、関連ウェブサイトからの情報収集や、各国法に基づきISP(インターネットサービスプロバイダ)などに対して情報開示請求を行うことも検討し得る。



日本における侵害の場合、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求が考えられる。その他、ISPに協力を要請し、削除通知などを当該ウェブサイトに転送してもらうなどの手段を取ることがあり得る。

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)や一般社団法人日本レコード協会 などの各種団体から運営者情報の提供を受け ることができる場合もある。

Step2 削除要請通知の作成と送付

削除要請フォームの発見又は電子メールアドレス情報の入手ができた場合には、削除要請通知の作成・送付の段階に進む。

① 削除要請フォームを利用する場合

▶ 削除要請フォームを設けているウェブサイトの多くは、当該削除要請フォームを利用した削除要請通知をDMCAに準拠した通知として取り扱い、通知に記載されたコンテンツの削除を行う。



フォームを利用した場合には、権利者の手元に 削除要請の履歴が残らないため、削除要請を した記録を残しておくのが望ましい。

② ウェブサイト内の問合せフォームを利用する場合

- 削除要請専用のフォームがない場合でも、<u>「Contact us」</u>などと表示されたボタンのリンクに、<u>問合せフォーム</u>が用意されている場合があり、これを利用する方法がある。
- ▶ 削除要請フォームと同様に履歴が残らないため、削除要請をした記録を残す必要がある。

③ 電子メールで削除要請する場合

- ▶ 電子メールによる削除要請を行う場合、原則的には対象ウェブ サイトが削除要請の文面に指定する書式や言語を調査し、通知 文を作成する必要がある。なお、基準が明記されていないウェ ブサイトにおいては、DMCAに準拠した方法で、英語で削除要 請が行われているのが実態である。
- ▶ 複数の海賊版コンテンツの削除を求める場合には、 削除したいURLのリストをワードやエクセルなどで作成 し、電子メールに添付して送信する。

削除要請の参考書式

※書式は文化庁「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータル」からダウンロードできます。 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/singai quide.html

【削除要請メールの参考書式】 日本語版

宛先: "●●●●●(対象ウェブサイト名)"

著作権侵害の通知

[私/我々/当社/当職(6)]は、「●●●●(権利者名)」を代表し、「●●●●(対象ウ ェブサイト名)」における著作権侵害をここに通知し、上記ウェブサイトにアップロードされて いる情報の削除又は当該情報をアクセス不能にするよう、以下のとおり要請いたします。

- 1. 侵害されたと主張する特定の著作物又は一つのオンラインサイトにおける複数の著作物が一 つの通知によって対応する場合は、当該サイトにおける著作物の代表的なリスト。
- · "□□□ (作品名)"
- 2. 侵害していると主張されている又は侵害行為の対象となり、削除されるべき又はアクセスを 無効にすべき特定の情報及びサービスプコバイダによる発見を可能にするために合理的に十分 な情報。
- 下記の URL にアップロードされた—ファイル
- ・URL: http://www.****.com/**** "△△△△(ファイル名)"
- ・URL: http://www.****.com/**** "△△△△(ファイル名)"
- 8. 苦情を通知した当事者の住所、電話番号又はメールアドレス。:
- · ●●●●●住 所●●●●●
- ●●●●電話番号●●●●
- · ●●●●FAX 番号●●●●
- ・●●●メールアドレス●●●
- 4. [私/我々/当社/当職(ら)]は、苦情を通知された方法で情報を使用することが、著作権 者、その代理人又は法律によって許可されていないと誠実に信じています。
- 5. 「私/我々/当社/当職(ら)」は、本通知に記載された情報が正確であり、偽証罪の罰則の 下、侵害を主張する独占的権利を保有する著作権者から権限を付与され、その権利を代理して 行使していることを表明します。

●●●● (担当者名)

【削除要請メールの参考書式】 英語版

To "●●●●●(対象ウェブサイト名)"

Notification of Conveight Infringement

- On behalf of "●●●● (権利者名)", I notify you of infringement of copyright on "●●●● ●(対象ウェブサイト名)"and request you to remove, or disable access to, the material upleaded on the above web site as follows.
- 1. Identification of the copyrighted work claimed to have been infringed, or, if multiple copyrighted works at a single online site are covered by a single notification, representative list of such works at that site:
- "□□□(作品名)
- · "口口口(作品名)"
- 2. Identification of the material that is claimed to be infringing or to be the subject of infringing activity and that is to be removed or access to which is to be disabled, and information reasonably sufficient to permit the service provider to locate the material:
- —file uploaded on URL: http://www.****.com/**** "△△△△(ファイル名)"
- ・URL: http://www.****.com/**** "△△△△(ファイル名)"
- 3. The address, telephone number or email address of the complaining party:
- · • • 住 所 • • •
- · ●●●●電話乗り●●●● ●●●●FAX 番号●●●●

- 4. I have a good-faith belief that use of the material in the manner complained of is not authorized by the copyright owner, its agent or the law.
- 5. I state that the information in this notification is accurate, and, under penalty of perjury that I am authorized to act on behalf of the owner of an exclusive right that is allegedly

Best regards.

●●●● (担当者名)

【添付用削除要請通知】 日本語版

DMCA に振づく動物

"●●●●●(対象サイト運営者名)" *●●●●● (対象サイト運営者住所) */

●●●●● (対象サイト運営者メールアドレス) "

著作権侵害の通知

[私/我々/当社/当職(ら)] は、「 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ (権利者名)」を代表し、「YouTube」における著 作権侵害を責社/貴殿に通知し、当該サイトにアップロードされている情報の削除又は当該情報 不能にするよう、以下のとおり要請いたします。

1. 侵害されたとされる著作権者の独占権を代理する権限を付与された当事者の白署又は電子署

「●●●●●(権利者名)」を代理して

- 2. 侵害されたと主張する特定の著作物又は一つのオンラインサイトにおける複数の著作物が-つの通知によって対応する場合は、当該サイトにおける著作物の代表的なリスト。
- 3. 侵害されたと主張されている又は侵害行為の対象となり、削除されるべき又はアクセスを無 効にすべき特定の資料、及びサービスプロバイダが資料を見つけることを可能にするために 合理的に十分な情報。

下記の URL にアップロードされた—ファイル

- URL: http://www.***.com/*** URL: http://www.****.com/***** "△△△△(ファイル名)"
- 4. 苦情を通知した当事者の住所、電話番号又はメールアドレス。
- · ●●●●●住 所●●●●●
- · ●●●●電話番号●●●●
- ●●●●FAX 番号●●●●
- [私/我々/当社/当職(ら)]は、苦情を通知された方法で情報を使用することが、著作権 者、その代理人又は法律によって許可されていないと誠実に信じています。
- [私/我々/当社/当職(ら)]は、本通知に記載された情報が正確であり、偽証罪の罰則の 下、侵害を主張する独占的権利を保有する著作権者から権限を付与され、その権利を代理し

●●●● (担当者名)

【添付用削除要請通知】 英語版

DATE: OO/OOO/O

- '●●●●●(対象サイト運営者名)"
- *●●●●●(対象サイト運営者住所)"

 *●●●●(対象サイト運営者と所)"
 - Notification of Copyright Infringement

On behalf of "●●●●●(権利者名)", I notice you of infringement of copyright on "YouTube" and request you to remove, or disable access to, the material uploaded on the above web site as follows.

1. A physical or electronic signature of a person authorized to act on behalf of the owner of an exclusive right that is allegedly infringed:

(physical signature)

on behalf of "●●●●(権利者名)"

2. Identification of the copyrighted work claimed to have been infringed, or, if multiple copyrighted works at a single online site are covered by a single notification, a representative list of such works at that site:

"□□□(作品名)□□□

3. Identification of the material that is claimed to be infringing or to be the subject of infringing activity and that is to be removed or access to which is to be disabled, and information reasonably sufficient to permit the service provider to locate the

- He upostuce on \cdot URL : http://www.****.com/**** " $\triangle\triangle\triangle(7 \gamma \ell N^2)$ " \cdot URL : http://www.****.com/**** " $\triangle\triangle\triangle(7 \gamma \ell N^2)$ "
- 4. The address, telephone number or email address of the complaining party:

●●●●権利者住所●●●● ●●●●権利者電話番号●●●● ●●●●権利者 FAX 番号●●●●

- ●●●●権利者メールアドレス●●●● I have a good faith belief that use of the material in the manner complained of is not authorized by the copyright owner, its agent or the law.
- 6. I state that the information in this notification is accurate, and, under penalty of perjury, that I am authorized to act on behalf of the owner of an exclu that is allegedly infringed.

Best regards.

●●●●(担当者名)

代表的な削除要請窓口

※窓口等は変更されることも多いため、実際に削除する際のウェブサイトにおける説明もご確認ください。

サイト名	削除要請窓口	削除要請フォーム
YouTube YouTube	著作権センター	https://www.youtube.com/ho wyoutubeworks/policies/copyri ght/#making-claims
App Store App Store	Legal	https://www.apple.com/legal/i nternet- services/itunes/appstorenotice s/#?lang=ja
Facebook facebook	ヘルプセンター	https://www.facebook.com/help/contact/634636770043106
タオバオ アリババグループ Alibaba Group MBERRIS	IP Protection Platform	https://ipp.alibabagroup.com/i ndex.htm
bilibili動画 📛 ЫЫЫ	著作権センター	https://www.bilibili.com/v/cop yright/intro

◆ 削除要請フォーム例

1. 要求移除的视频 (0)

请注意,并非所有受版权保护



YouTube







8

削除要請する際の言語

削除要請の通知は、実務上<u>英語</u>で行うことが多い。もっとも、対象ウェブサイトが言語を指定している場合には指定された 言語で削除要請通知を行う方が効果的である。

削除状況の確認



削除要請通知を行った後は、該当ページに適宜再アクセスし、当該コンテンツの削除の有無を確認すべきである。

一旦削除されたものであっても、ユーザーにより、再アップロードによる繰返し投稿がされたり、URLが付け替えられたりする場合もあることから、**削除が実施されたコンテンツについても、継続的なウォッチングを行うことが望ましい**。



削除されないウェブサイトについては、削除要請 通知の送付先を変えてみたり、各国の法制度を把 握した上で繰り返し投稿を行うアップローダーへ 対応したりするなど、削除要請以外の方法の検討 が必要になる。

削除要請後の記録

削除要請通知を行った後は、随時、その状況を記録していく。削除状況の確認日や、削除の成否、削除完了確認日なども、記録しておくことが望ましい。

損害賠償などの対抗措置を講じられるリスク

特に米国においては、削除要請などが言論の自由の侵害であるとして、自らの投稿した動画などを削除された者が削除要請を行った者に対し損害賠償請求をすることがある。



例えばパロディ作品などの特殊な事例については、<u>損害賠償請求をされる</u> リスクも考慮して慎重に権利行使の是非を判断する必要がある。

削除要請後に民事訴訟提起が必要となる場合(DMCAとの関係)

削除要請を行った場合、投稿を行ったアップローダーが異議申立てを行うことがある。米国においてDMCAとの関係では、削除要請を行った権利者は、サイトを運営するプラットフォーマーから、一定期間内に、裁判所に対して投稿行為の禁止を求める申立てを行ったことを証明する書面(訴状等)の提出を求められることがある。